

注 意 事 項

- (1) 売買代金が完納したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状のまま引渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、県が行います。
- (3) 売買契約書（県保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、申込者の負担となります。
- (4) 物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、共同所有する者全員での申込みが必要ですので、あらかじめご相談ください。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。（添付・提示書類等が日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。）
- (6) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書を参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (7) 建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町村の条例等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (8) 物件によっては敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (9) 除却工事の対象とした構造物及びそれに付随する構造物以外の地中埋設物調査は実施いたしておりません。物件調書に記載されている地中埋設物並びに入札時における現場説明会時に説明した地中埋設物以外の地中埋設物が発見されたとしても県は瑕疵担保責任を負いません。
- (10) 物件によっては上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (11) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (12) 物件の敷地内又は隣接地等に電柱（電信柱等を含む）・支線・ゴミ置き場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応いたしません。
- (13) 物件の敷地内にゴミ・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (14) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (15) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。
- (16) 境界確認協議書がある場合は、契約者から交付依頼があった場合に限り、所有権移転後にその写しを原本証明のうえお渡しします（原本はお渡ししません）。なお、道路との境界に関する書面については、県が所有している場合に限り、その写しをお渡しします。